

■【トピックス】  
中間選挙！



アメリカの中間選挙の結果が出ました。事前の予測通り上院は共和党が制し、下院は民主党が奪還しました。この結果だけを見るとトランプ大統領に対する評価がマイナスだったようにみえます。しかし、本質は異なります。

勝ったといわれる民主党も安穩としてはられません。今回の多くの民主党の候補は、既存の政治家を予備選で破った女性や少数派の候補でした。つまり既存の政治の否定が進行しているのです。

■【ビジネス・アイ】  
事業承継税制③

社長 「前に話していた息子二人に株を譲っても贈与税の納税猶予が受けられる制度なんだけど詳しく教えてくれるかなあ？」

花野 「はい、いいですよ。これまでは一人の先代経営者から一人の後継者への贈与か相続しか納税猶予の対象ではありませんでした」

社長 「そうだね、だからうちは使えないと思っていたんだよ」

花野 「それが、今回の制度では、親族外の株主も含んだ複数の株主から、代表者である複数の後継者への承継でも対象になりました。ただし、複数の後継者といっても最大3人までですが」

社長 「そうすると妻の株も対象になるということだね。それなら使いやすいね」

花野 「ただし、対象となる後継者は全員代表権を有している必要があります。また、それぞれ議決権割合10%以上の株式を保有する必要があります。さらに、対象となるのは議決保有割合で上位3位までの同族関係者のみです」

社長 「この条件ならなんとかクリアできそうだね」

花野 「それが、御社の場合、持株会社の持株が上位にあるのでこれをどうするか問題になりますね」

社長 「そうか、それなら相談にのってよ」

花野 「はい、それでは最初に事業承継税制の適用を受けるために必要な都道府県庁に提出する特例事業計画の検討から始めましょう」

社長 「それから頼むよ」

■【今月のキーワード】  
特例承継計画

新事業承継税制の適用を受けるためには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を都道府県庁に提出して確認を受ける必要があります。特例事業承継計画には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営の見通しや承継後5年間の事業計画等を記載するとともに、その内容について認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。なお、認定経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために国が認定した公的な支援機関です。

■【今月の1冊】

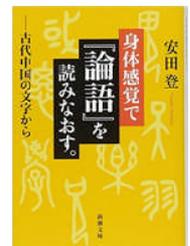
『身体感覚で「論語」を読みなおす』

安田登 著

新潮文庫 ¥550

古代中国の文字である甲骨文字や金文などから「論語」読み解く本です。「論語」は孔子の死後500年以上の時を経て成立しました。

そのため、孔子が生きていた時代には存在しなかった漢字も使われています。たとえば「不惑」の「惑」です。「論語」を本当の意味で読み解くためには、漢字という文字の起源に遡って考える必要があります。新たな「論語」がここにあります。



■【編集後記】

今年は、40年ぶりぐらいにインフルエンザの予防接種を打ちました。子どもの頃痛かった思い出があると医師に話ところ、最近はそれほど痛くないとのことでした。注射を打ち終わって、看護婦さんからよく我慢できましたと言われたのは内緒の話です（笑）

『経営のセカンド・オピニオン』vol.141（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2018.12.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルチビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>